(趣旨)

第1条 知事は、エネルギー価格の高騰により増大する医療機関及び福祉施設等の負担を 軽減し、健全な経営の維持を図るため、光熱水費等の負担が増大している医療機関及び 福祉施設等を運営する法人又は個人に対し、予算の範囲内において茨城県医療機関・福 祉施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を支給するものとし、その支給 に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「医療機関・福祉施設等」(以下「事業所・施設」という。)とは、別表1から別表3に掲げる事業所・施設であり、県内に所在するものをいう。

(支援金の種類及び支給対象者)

- 第3条 支援金の種類は、令和5年4月1日時点対象支援金(以下「上期支援金」という。) 及び令和5年10月1日時点対象支援金(以下「下期支援金」という。)の2種類とする。
- 2 上期支援金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる 全ての事項に該当する者とする。
 - (1) 令和5年4月1日時点において、当該事業所・施設の開設について所轄の行政庁の 許可若しくは指定等を受け、又は届出をしていること(ただし、補装具事業者は除く)
 - (2) 別表1又は2のいずれかの区分の各要件を満たす事業所・施設を運営する法人又は 個人であること
 - (3) 支援金を申請する時点において、休止又は廃止していないこと
- 3 下期支援金の支給対象者は、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者とする。
 - (1) 令和5年10月1日時点において、当該事業所・施設の開設について所轄の行政庁の許可若しくは指定等を受け、又は届出をしていること(ただし、補装具事業者は除く)
 - (2) 別表1又は3のいずれかの区分の各要件を満たす事業所・施設を運営する法人又は 個人であること
 - (3) 支援金を申請する時点において、休止又は廃止していないこと

(支給額)

- 第4条 上期支援金の支給額は、次の各号により算出した額とする。
 - (1) 令和3年光熱水費に物価上昇率(17%)を乗じる。
 - (2) (1) により得た額に2分の1 (6か月分)及び2分の1 (補助率)を乗じて得た額とし、千円未満は切り捨てとする。
 - (3) 前2号によりがたい事情があると知事が認める場合には、別途算出することも可能とし、その取扱いは別に定める。
- 2 下期支援金のうち、光熱費等に係るものは、次の各号により算出した額とする。
 - (1) 令和3年光熱水費に物価上昇率(13.5%)を乗じる。
 - (2) (1) により得た額に2分の1 (6か月分)及び2分の1 (補助率)を乗じて得た額とし、千円未満は切り捨てとする。ただし、病院及び有床診療所の補助率は、各医療機関の省エネの取組に応じ、3分の2又は2分の1若しくは3分の1のいずれかとし、

その基準は別に定める。

- (3) 前2号によりがたい事情があると知事が認める場合には、別途算出することも可能とし、その取扱いは別に定める。
- 3 下期支援金のうち、食材料費等に係るものは、別表4のとおりとする。

(不支給要件)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。
 - (1) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2 条第1号又は第3号に規定する者(以下「暴力団等」という。)
 - (2) 代表者又は役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。)のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者・施設
 - (3) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
 - (4) 別表1のうち県又は市町村が運営する医療機関であって、地方公営企業の適用を受けていない医療機関
 - (5) 別表2及び3のうち国・地方公共団体(一部事務組合を含む。) が管理・運営している事業所・施設(指定管理を含む。)
 - (6) 事業を営む個人であって、事業所得の申告(確定申告、市県民税申告)をしていない者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断 する者

(警察本部への確認)

第6条 知事は、支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)について、 必要に応じ前条第1号から第3号までの各号の該当の有無を県警察本部長に照会するこ とができるものとする。

(支援金の申請)

第7条 申請者は、上期支援金については令和5年度茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書(様式第1号)を、下期支援金については令和5年度茨城県医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書(様式第1号-2)を、それぞれ関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

なお、事業所・施設を運営する法人又は個人は、原則として、県内で運営する全ての 事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して知事に申請するものとし、この申請は、 対象となる事業所・施設1か所につき上期支援金及び下期支援金ごとに1回限りとする。 2 前項の申請期間は、知事が別に定める。

(申請のみなし取下げ)

第8条 知事は、関係書類に不備等があり、修正等を求めたにもかかわらず、30 日以内に 関係書類の補正等が行われなかった場合には、当該申請が取り下げられたものとみなす ことができる。

(支援金の支給の決定等)

- 第9条 知事は、第7条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の支給を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し 不支給決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(支援金の支給)

第10条 知事は、支援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により 支給する。

(宣誓・同意事項)

- 第11条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意を要する。
 - (1) 第3条に規定する支給対象者であること及び第5条に規定する要件に該当しないこと
 - (2) 本支援金の支給を受けた後も対象事業所・施設の運営を継続していく意思があること
 - (3) 申請する事業所・施設が大型店舗内に所在する場合など、光熱水費が支援対象外の事業所・施設と区別がつかない場合は、面積按分とすること
 - (4) 第3条第2項における別表1の区分のうち病院・有床診療所、無床診療所(医科・歯科)について、患者が発熱や上気道症状を有している又は新型コロナウイルス感染症にり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否しないこと

なお、診療が困難な場合は、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に案内 すること

- (5) 本申請に関し、県から検査・報告等の求めがあった場合には、これに応じること
- (6) 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること
- (7) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金等を支払うこと
- (8) 不正受給と判断された場合、申請者名を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること
- (9) 本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること
- (10) 県及び県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること
- (11) 申請内容の裏付けとなる証拠書類(決算書、光熱水費の領収書等)を7年間保存すること
- (12) 第3条第3項における別表1の医療機関等のうち、病院・有床診療所、無床診療所 (医科・歯科)、薬局については、次のア又はイのいずれかであること。

なお、ア及びイに関する新興感染症については、現時点では新型コロナウイルス感 染症と同様の感染症を想定する。また、アについては、新興感染症の特性などが協定 の前提とは大きく異なる場合には、国においてその判断を行い機動的に対応するとと もに、県と協定締結事業者は、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて対応す る。

- ア 病院・有床診療所、無床診療所(医科)、薬局については、改正感染症法第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定に関して次の①から⑤のいずれか1つ以上 (薬局については③)を締結すること。
 - ①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、 ④後方支援、⑤医療人材派遣
- イ 無床診療所(歯科)については、新興感染症(新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症又は新感染症)の発生時に、患者が発熱や上気道症状を有している又は新 興感染症にり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患 者の診療を拒否しないこと。

なお、診療が困難な場合は、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に案内すること。

(13) 第3条第3項における別表3の区分のうち幼児教育・保育施設について、令和4年 4月1日以降、食材料費等の価格高騰を理由とした給食費の値上げを行っていない又 は、

既に徴収した値上げ相当額に係る本支援金支給額分の返還等を実施し、保護者への価格転嫁解消又は緩和を行うこと。

(検査及び報告)

- 第12条 知事は、支援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告 その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- 2 申請者は、前項の検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(支給決定の取消し等)

- 第 13 条 知事は、支援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨 を通知するものとする。

(支援金の返還等)

- 第14条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基

づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

4 第1項の規定に基づく支援金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、 当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に 定める。

付 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

別表1 (第2条、第3条関係)

区分		要件
	病院•有床診療所	保険医療機関であること
	無床診療所(医 科・歯科)	保険医療機関であること
	薬局	保険薬局であること
医療機関等	施術所	令和4年度以降に保険適用の施術の実績があること
	助産所	令和4年度以降に分娩又は妊婦検診等の実績があること
	歯科技工所	令和4年度以降に歯科技工物の作成又は加工等の実績が あること
	補装具製作所	令和4年度以降に県内市町村から代理受領方式による補 装具費の支払を受けた実績又は償還払により利用者から 補装具費の支払を受けた実績があること。

別表2(第2条、第3条第2項関係)

区 分		対象事業所・施設種別
介護施設等	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護 老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知 症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所 (空床型を除く。)、短期入所療養介護事業所(空床型を 除く。)、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特 定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老 人ホーム
	通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対 応型通所介護事業所(共用型を除く。)、通所リハビリテ ーション事業所(介護老人保健施設、保健医療機関にお けるみなし指定事業所を除く。)、小規模多機能型居宅介 護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
	訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所 (保健医療機関におけるみなし指定事業所を除く。)、訪 問リハビリテーション事業所(保健医療機関におけるみ なし指定事業所を除く。)、定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支 援事業所、居宅療養管理指導(保健医療機関におけるみ なし指定事業所を除く。)

障害福祉施設	入所系	障害者支援施設、障害児入所施設、単独型短期入所、共 同生活援助
	通所系(者)	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、療養介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型
	通所系(児)	児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
幼児教育·保	幼稚園	幼稚園
育施設	保育所等	保育所、地域型保育事業所
	認定こども園	幼保連携型、幼稚園型、保育所型
	認可外保育施設	認可外保育施設(居宅訪問型認可外保育施設を除く。)

別表3(第2条、第3条第3項関係)

[区 分	対象事業所・施設種別
介護施設等	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護 老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知 症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所 (空床型を除く。)、短期入所療養介護事業所(空床型を 除く。)、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特 定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老 人ホーム
	通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対 応型通所介護事業所(共用型を除く。)、通所リハビリテ ーション事業所(介護老人保健施設、保健医療機関にお けるみなし指定事業所を除く。)、小規模多機能型居宅介 護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
	訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所 (保健医療機関におけるみなし指定事業所を除く。)、訪 問リハビリテーション事業所(保健医療機関におけるみ なし指定事業所を除く。)、定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支 援事業所、居宅療養管理指導(保健医療機関におけるみ なし指定事業所を除く。)
障害福祉施設	入所系	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所(空床型を 除く。)、共同生活援助、宿泊型自立訓練

	通所系 (者)	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、療養介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、就労定着支援、
	通所系 (児)	児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
幼児教育・保 育施設	幼稚園	幼稚園
	保育所等	保育所、地域型保育事業所
	認定こども園	幼保連携型、幼稚園型、保育所型
	認可外保育施設	認可外保育施設(居宅訪問型認可外保育施設を除く。)

別表4 (第4条第3項)

	区 分	支給額
医療機関等	病院・有床診療所	6,400 円×病床数
介護施設等	入所系	14,000 円×入所者数
障害福祉施設	入所系 (障害者支援施設及び障害 児入所施設に限る)	14,000 円×入所者数
幼児教育・保 育施設	幼稚園、保育所等、認定こ ども園、認可外保育施設	3,000 円×給食提供人数